

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	アイルランド憲法と家族—憲法改正（家族）法案をめぐる—
他言語論題 Title in other language	The Family in the Irish Constitution: The Thirty-Ninth Amendment of the Constitution (The Family) Bill 2023
著者 / 所属 Author(s)	井田 敦彦 (IDA Atsuhiko) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 憲法課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	885
刊行日 Issue Date	2024-9-20
ページ Pages	59-74
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	2024年の国民投票で否決されたアイルランド憲法の家族に関する条項の改正案について、アイルランド社会の状況、憲法改正案をめぐる経緯と議論、否決の要因を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

アイルランド憲法と家族

—憲法改正（家族）法案をめぐる—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
憲法課 井田 敦彦

目 次

はじめに

I 背景となる社会状況

- 1 憲法制定時の状況
- 2 その後の憲法改正
- 3 近年の統計

II 憲法改正提言から議会提出までの経緯

- 1 1990年代から2000年代まで
- 2 市民議会の憲法改正提言から議会提出まで

III 議会における議論

- 1 政府の基本的立場
- 2 婚姻制度の保護の存続
- 3 「永続的な関係」という文言の導入
- 4 審議の経過

IV 国民投票の結果と否決の要因

おわりに

キーワード：アイルランド、憲法、国民投票、家族、婚姻

要 旨

- ① アイルランド憲法には家族に関する条項（第41条）があり、国が家族や婚姻を保護することなどを定めている。同条の「家族」の概念を拡大し、婚姻に基づくもののみならず、その他の永続的な関係に基づくものも家族とする憲法改正案が2024年3月8日に国民投票に付され、反対多数で否決された。
- ② 家族について定める憲法第41条は、1937年の憲法制定時の伝統的な価値観に基づいて設けられたものであるため、社会の世俗化とリベラル化が進むにつれ、その規定の幾つかが論争の的になってきた。上記の憲法改正案では、家族の在り方の多様化を背景に、家族は婚姻に基づく家族のみを念頭に置いていると解される規定が問題となった。
- ③ 議会の上下院の決議により設置された「市民議会」（政府が任命する議長1人、無作為抽出の国民99人で構成）は、2021年の報告書で、憲法第41条を改正し、婚姻による家族に限定せずに家族を保護するようにすべきであると提言した。議会の両院合同委員会は、市民議会の提言と同様の内容を条文案の形で提示し、政府に対応を求めた。
- ④ 政府は、憲法改正案への国民のより幅広い支持を集めるため、婚姻の制度を保護する規定を存続させるとともに、婚姻に基づく家族以外の家族も肯定的に認めるとして、「永続的な関係」に基づくものも家族とする憲法改正案を作成し、議会に提出した。
- ⑤ 野党側は、婚姻によらない家族を差別しないという政府の憲法改正案の趣旨には賛成しつつ、「永続的な関係」の意味・内容が不明確であることを特に問題視した。最終的には、ほとんどの野党は政府の憲法改正案に賛成したが、一部の議員は反対した。
- ⑥ 議会を通過した憲法改正案は国民投票で否決された。その要因として、「永続的な関係」という文言の曖昧さ、憲法改正がもたらす影響への懸念、政府の説明や改正手続の進め方への不満などが指摘されている。

はじめに

アイルランド憲法⁽¹⁾には家族に関する条項があり（第 41 条）、国が家族や婚姻を保護することなどを定めている。同条の「家族」の概念を拡大し、婚姻に基づくもののみならず、その他の永続的な関係に基づくものも家族とする憲法改正案（「2023 年第 39 次憲法改正（家族）法案」⁽²⁾。以下「憲法改正（家族）法案」という。）が 2024 年 3 月 8 日に国民投票に付された。

憲法改正（家族）法案は、もう 1 つの憲法改正案（「2023 年第 40 次憲法改正（ケア）法案」⁽³⁾。以下「憲法改正（ケア）法案」という。）とともに国民投票に付され、いずれも反対多数で否決された。本誌 882（2024 年 6 月）号では、憲法改正（ケア）法案を中心に経緯と議論を紹介したが⁽⁴⁾、本稿では、憲法改正（家族）法案に焦点を当てる。

本稿では、憲法改正（家族）法案について、背景となる社会状況（第 I 章）、憲法改正提言から議会提出までの経緯（第 II 章）、議会における議論（第 III 章）、国民投票の結果と否決の要因（第 IV 章）を紹介し、もって他国における憲法改正の試みの一例として、参考に供することとしたい。

I 背景となる社会状況

1 憲法制定時の状況

アイルランドが 700 年以上にわたる英国支配から独立したのは、20 世紀前半のことである。英国支配に抗する運動や思想において、カトリック信仰がアイルランドの国民意識の形成に主要な役割を果たしたと考えられており、1937 年に制定されたアイルランド憲法には、カトリックの社会思想に基づく諸規範が導入された⁽⁵⁾。その 1 つが家族に関する第 41 条であり、同条は国が家族や婚姻を保護することを定めるほか、離婚を禁止する規定⁽⁶⁾、家族は婚姻に基づく家族のみを念頭に置いていると解される規定⁽⁷⁾、女性の家庭内での貢献に関する規定⁽⁸⁾などを

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 6 月 20 日である。引用文中の…は中略を、[] は筆者による補記を示す。新聞記事の URL は、国立国会図書館内等でのみ利用できるものが含まれている。

(1) Constitution of Ireland. 翻訳は、『各国憲法集 (2) アイルランド憲法』(調査資料 2011-1-b 基本情報シリーズ 8) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012. <<https://doi.org/10.11501/3487278>>; 『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』2023, pp.369-397. 衆議院ウェブサイト <[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/report2023.pdf/\\$File/report2023.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/report2023.pdf/$File/report2023.pdf)>

(2) “Thirty-ninth Amendment of the Constitution (The Family) Bill 2023 (Bill 91 of 2023).” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/bills/bill/2023/91/>>

(3) “Fortieth Amendment of the Constitution (Care) Bill 2023 (Bill 92 of 2023).” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/bills/bill/2023/92/>>

(4) 井田敦彦「アイルランド憲法とケア—2024 年の国民投票での憲法改正案の否決—」『レファレンス』882 号, 2024.6, pp.31-49. <<https://doi.org/10.11501/13702598>>

(5) テレンス・ブラウン (大島豊訳) 『アイルランド—社会と文化 1922～1985 年—』国文社, 2000, pp.31-32 (原書名: Terence Brown, *Ireland: A Social and Cultural History 1922-1985*, London: Fontana, 1985); 上野格ほか編 『アイルランド史』(世界歴史大系) 山川出版社, 2018, pp.342-343, 369-370.

(6) 婚姻の解消を認めることを規定する法律は制定されないものとする規定していた (旧第 41 条第 3 節第 2 項)。本章第 2 節で後述するように、1995 年の国民投票によりこの規定は削除され、離婚要件を定める規定に置き換えられた。

(7) 国は家族の基礎たる婚姻の制度を特別の配慮により保護する (家族は婚姻の制度を基礎とし、その婚姻の制度を国は保護する) 旨を規定している (第 41 条第 3 節第 1 項)。同項の解釈については、後述第 III 章第 4 節 (4) 参照。

(8) 国は女性の家庭内での貢献について認識し、また、国は、母親が経済的な必要により、家庭における義務の放

含むこととなった。「そこにみられるのは、世俗化の進む工業社会ブリテンとの差異を強調するかのような、「古き良き」カトリックの国家像であった」とも言われている⁽⁹⁾。

アイルランド憲法の代表的な概説書は、同条が教皇の回勅⁽¹⁰⁾やカトリックの教義の影響をある程度受けたものと一般に考えられていることを紹介しつつ、1919年に制定されたドイツのヴァイマル憲法⁽¹¹⁾に言及し、同憲法にも婚姻と母性の特別な地位や、国による保護に関する規定が存在したことを指摘している⁽¹²⁾。もっとも、アイルランド憲法には、先に述べたような幾つかな特徴的な規定が置かれた。それらの規定が後に改正対象として取り上げられることになる。

2 その後の憲法改正

家族に関する憲法第41条の幾つかな規定は、1960年代以降に社会の世俗化とリベラル化が進むにつれ、憲法の他の規定にも増して論争的になった⁽¹³⁾。同条については、今回の憲法改正（家族）法案と憲法改正（ケア）法案に先立ち、4つの憲法改正案が国民投票に付され、うち3つが可決されて憲法が改正されている。

1986年には、離婚を禁止する規定を廃止し、離婚要件を定める規定に置き換える憲法改正案が国民投票に付され、賛成36.52%、反対63.48%で否決された⁽¹⁴⁾。

1995年には、同様の内容の憲法改正案が国民投票に付され、賛成50.28%、反対49.72%で可決された（第15次憲法改正）⁽¹⁵⁾。

2015年には、婚姻は法律に従い2人の者がその性別にかかわらず行うことができるという規定を追加する憲法改正案が国民投票に付され、賛成62.07%、反対37.93%で可決された（同性婚の容認。第34次憲法改正）⁽¹⁶⁾。

棄につながる就労を余儀なくされないよう、保障に努める旨を規定している（第41条第2節）。この規定を削除し、新たに家族内でのケア（育児、介護等）に関する規定を、性別を問わない表現により追加する憲法改正（ケア）法案が2024年3月8日に国民投票に付されたが、否決された（「はじめに」参照）。

(9) 上野ほか編 前掲注(5), p.343.

(10) ローマ教皇が司教を通じて信徒に教会の指針を示す文書。

(11) Weimarer Verfassung. 正式名は、Die Verfassung des Deutschen Reichs vom 11. August 1919 (RGBl 1919 S.1383). 翻訳は、初宿正典訳「ヴァイマル憲法（1919年8月11日）」高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集 第8版』信山社出版、2020, pp.113-153等参照。

(12) Gerard Hogan et al., *Kelly: the Irish Constitution*, fifth edition, Dublin: Bloomsbury Professional, 2018, p.2173. ヴァイマル憲法第119条は、婚姻は家庭生活及び民族の維持・増殖の基礎として憲法の特別の保護を受けること、婚姻は両性の同権を基礎とすること、家族を社会的に助成等することは国等の任務であること、多子家庭はそれにふさわしい扶助を請求する権利を有すること、母性は国の保護と配慮とを求める権利を有することを規定していた（同上, p.138）。

(13) *ibid.*, p.2174.

(14) 投票率は60.84%であった。“Referendum on the Tenth Amendment of the Constitution Bill, 1986 – Dissolution of Marriage.” Ireland’s Referendum Returning Officer Website <<https://www.referendum.ie/archive/referendum-on-dissolution-of-marriage-tenth-amendment-of-the-constitution-bill-1986/>> これまでの憲法改正国民投票の実施例の一覧は、井田敦彦「アイルランドにおけるオンライン政治広告及び偽情報等の規制—憲法改正国民投票の観点から—」国立国会図書館調査及び立法考査局編『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』（調査資料2022-1-a 基本情報シリーズ29）国立国会図書館、2023, pp.62-63. <<https://doi.org/10.11501/12767877>> 参照。なお、憲法改正国民投票には最低投票率の制度はなく、投票率はその成否に影響しない（憲法第47条参照）。

(15) 投票率は62.15%であった。なお、憲法改正案の文言は1986年のものとは若干異なる（離婚要件の1つが1986年には5年の婚姻破綻期間とされていたのが、1995年には4年の別居期間とされたことなど）。“Referendum on the Fifteenth Amendment of the Constitution (No.2) Bill, 1995 – Dissolution of Marriage.” Ireland’s Referendum Returning Officer Website <<https://www.referendum.ie/archive/referendum-on-dissolution-of-marriage-fifteenth-amendment-of-the-constitution-no-2-bill-1995/>>

(16) 投票率は60.52%であった。“Referendum on the Thirty-fourth Amendment of the Constitution (Marriage Equality) Bill 2015.” Ireland’s Referendum Returning Officer Website <<https://www.referendum.ie/archive/referendum-on-marriage-equality-thirty-fourth-amendment-of-the-constitution-bill-2015/>>

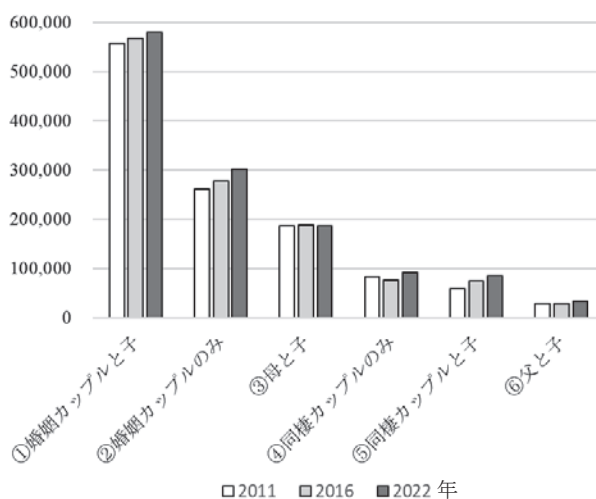
2019年には、離婚要件を緩和する憲法改正案が国民投票に付され、賛成82.07%、反対17.93%で可決された（第38次憲法改正）⁽¹⁷⁾。

3 近年の統計

今回の憲法改正（家族）法案についてのアイルランド議会図書館（Library & Research Service）による法案概要（Bill Digest）は、関係統計として家族形態ごとの家族数や、婚姻外での出生の割合などを挙げている⁽¹⁸⁾。

直近3回（2011年、2016年、2022年）の国勢調査によれば、アイルランドの家族形態⁽¹⁹⁾を、①婚姻カップルと子、②婚姻カップルのみ、③母と子、④同棲（どうせい。cohabiting）カップル（後述参照）のみ、⑤同棲カップルと子、⑥父と子、に分けた場合に、2022年の全家族形態に占める①～⑥の割合は、①が45.36%、②が23.62%、③が14.57%、④が7.16%、⑤が6.66%、⑥が2.62%であった。ただし、①～⑥のそれぞれについて2016年と2022年の家族数を比較すると、①が2.17%しか増加しなかったのに対し、②が8.40%、④が19.53%、⑤が12.80%増加したことを上記の法案概要は指摘している（③は1.39%減少、⑥は12.81%増加）（図1）⁽²⁰⁾。

図1 アイルランドの家族形態ごとの家族数



（出典）“Census of Population 2022 Profile 3 - Households, Families and Childcare,” 2023.8.31. Central Statistics Office Website <<https://www.cso.ie/en/releasesandpublications/ep/p-cpp3/censusofpopulation2022profile3-householdsfamiliesandchildcare/families/>> を基に筆者作成。

(17) 投票率は50.83%であった。離婚要件からの4年の別居期間の削除などが行われた。“Referendum on the Thirty-eighth Amendment of the Constitution (Dissolution of Marriage) Bill 2016.” Ireland’s Referendum Returning Officer Website <<https://www.referendum.ie/archive/referendum-on-the-thirty-eighth-amendment-of-the-constitution-dissolution-of-marriage-bill-2016/>>

(18) Patrice McDonnell and Etaoine Howlett, *Thirty-ninth Amendment of the Constitution (The Family) Bill 2023* (Library & Research Service Bill Digest), 2023.12.13, pp.5-8. Houses of the Oireachtas Open Data APIs <<https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/bill/2023/91/eng/digest/lrsdigestthirty-ninthamendmentoftheconstitutionbill13122023.pdf>>

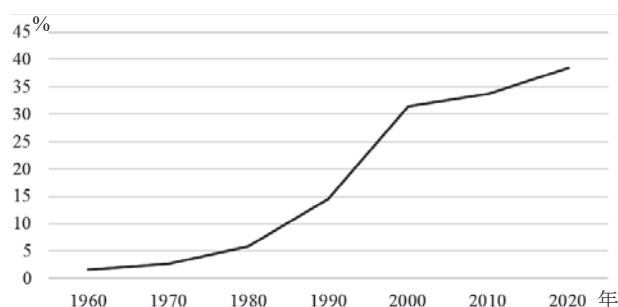
(19) 国勢調査の目的上、家族は、子がいる若しくはいないカップル又は子がいる一人親と定義され、家族の構成員は、当該世帯における通常の居住者とされている。“Census of Population 2022 Profile 3 - Households, Families and Childcare,” 2023.8.31. Central Statistics Office Website <<https://www.cso.ie/en/releasesandpublications/ep/p-cpp3/censusofpopulation2022profile3-householdsfamiliesandchildcare/families/>>

(20) *ibid.*; McDonnell and Howlett, *op.cit.*(18), pp.5-6.

なお、同棲カップルについては、関係法律として「2010年シビル・パートナーシップ並びに同棲者の一定の権利及び義務に関する法律」⁽²¹⁾がある。同法において同棲者 (cohabitant) とは、親密かつ献身的な関係においてカップルとして同居し、かつ、婚姻が禁じられた近親関係になく、婚姻しておらず、シビル・パートナー⁽²²⁾でもない2人の成人 (同性か異性かを問わない。) のうちの1人をいうと規定され (第172条第1項)、一定の要件を満たす同棲者には、財産や扶養に関する権利等が認められている (第173条等)。

また、アイルランドにおける婚姻外での出生の割合は、1960年には1.6%であったが、1990年には14.6%、2000年には31.5%、2010年には33.8%、2020年には38.4%となり、次第に増加している (図2)⁽²³⁾。

図2 アイルランドにおける婚姻外での出生の割合



(出典) “Live births outside marriage, selected years, 1960-2021,” 2023.4.13 (last edited). Eurostat Website <https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=File:Live_births_outside_marriageTable3.png> を基に筆者作成。

II 憲法改正提言から議会提出までの経緯

家族の概念を拡大する憲法改正提言は、1990年代から萌芽が見られたものの、これが本格化したのは2021年の市民議会 (後述本章第2節参照) の報告書においてである。1990年代から、2021年の市民議会の報告書を経て、2023年の憲法改正 (家族) 法案の議会提出に至る経緯は、おおむね次のとおりである。

(21) Civil Partnership and Certain Rights and Obligations of Cohabitants Act 2010 (No.24 of 2010)

(22) シビル・パートナーシップは、同棲と異なり同性間にも認められ (「2010年シビル・パートナーシップ並びに同棲者の一定の権利及び義務に関する法律」第3条)、住居、扶養、相続等の面で当事者を法的に保護するものであった。しかし、前述した2015年の国民投票による同性婚の容認に伴い、「2015年婚姻法」 (Marriage Act 2015 (No.35 of 2015)) が制定され、同性婚を可能にするための法的整備が行われるとともに、シビル・パートナーシップの登録に関する規定の廃止、婚姻によるシビル・パートナーシップの解消等が定められた (同法第8～11条)。統計を見ると、同性婚は2015年から計上され始め、シビル・パートナーシップは、2017年以降は計上されていない。 “Vital Statistics Yearly Summary 2022,” 2023.5.26. Central Statistics Office Website <<https://www.cso.ie/en/releasesandpublications/ep/p-vs/vitalstatisticsyearlysummary2022/>> (Table 1 Marriages, civil partnerships, births, deaths and natural increase)

(23) “Live births outside marriage, selected years, 1960-2021,” 2023.4.13 (last edited). Eurostat Website <https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=File:Live_births_outside_marriageTable3.png> なお、McDonnell and Howlett, *op.cit.*(18), p.7; “Vital Statistics Yearly Summary 2022,” *ibid.* 等では数値が若干異なり、2020年が39%、2022年が43%となっている。また、アイルランドを含む欧州連合全体における婚姻外での出生の割合は、2020年が41.9%と推定されている。 “Live births outside marriage, selected years, 1960-2021,” *ibid.*

1 1990年代から2000年代まで

1995年、憲法のあらゆる側面に関する報告書を作成し議会の超党派憲法委員会に提出するため、有識者で構成される「憲法調査グループ」(Constitution Review Group)が政府により設置された。同グループは、1996年の報告書で、憲法上の家族の定義(概念)について、取り組むべき問題の1つであるとした⁽²⁴⁾。

しかし、これについて検討した議会の超党派憲法委員会は、2006年の報告書で、家族の定義を拡大する憲法改正案は社会に分断をもたらし、必ずしも可決されるとは限らないであろうと結論付けた⁽²⁵⁾。

2 市民議会の憲法改正提言から議会提出まで

2019年、ジェンダー平等について検討し議会に報告を行うため、上下院の決議により「ジェンダー平等に関する市民議会」(政府が任命する議長1人、無作為抽出の国民99人で構成。以下「市民議会」という。)が設置された。市民議会は、2021年の報告書で、ジェンダー平等に関する論点の1つとしてこの問題を取り上げ、憲法における家族を婚姻による家族(marital family)以外にも拡大することを求める声が長年にわたって上がっていることを指摘した。そして、家族を婚姻による家族に限定することは、一人親、未婚の親その他の「非伝統的な」家族形態を差別するものであり、現在の国際標準や国際規範にも、アイルランドの法律や政策の一部にも合致しないという旨を、これらの声が主張していることを指摘した。その上で、市民議会は、家族について定める憲法第41条を改正し、婚姻による家族に限定せずに家族を保護し、私生活と家族生活を保護するようにすべきであると提言した⁽²⁶⁾。

これについて検討した議会の「ジェンダー平等に関する両院合同委員会」(以下「両院合同委員会」という。)は、翌2022年の報告書で、市民議会の憲法改正提言と同様の内容を条文案の形で提示し、政府に対応を求めた⁽²⁷⁾。

これを受けて翌2023年に政府が議会に提出したのが、憲法改正(家族)法案である⁽²⁸⁾。憲法改正(家族)法案と前述の両院合同委員会の条文案には、次ページの表のような違いがあった。主な違いは、憲法改正(家族)法案が、①婚姻制度を保護する規定を存続させたことと、②婚姻に基づくもののみならず、その他の「永続的な(durable)関係」に基づくものも家族としたこと(家族の概念を拡大するために「永続的な関係」という文言を導入したこと)である。

⁽²⁴⁾ McDonnell and Howlett, *ibid.*, p.5; Constitution Review Group, *Report of the Constitution Review Group*, 1996.5, pp.ix, 319-323. Oireachtas Library Search Website <<https://opac.oireachtas.ie/AWDData/Library3/Library2/DL032244.pdf>>

⁽²⁵⁾ All-Party Oireachtas Committee on the Constitution, *Tenth Progress Report: The Family*, 2006, p.122. Oireachtas Library Search Website <<https://opac.oireachtas.ie/Data/Library3/Library2/DL042683.pdf>>

⁽²⁶⁾ Citizens' Assembly on Gender Equality, *Report of the Citizens' Assembly on Gender Equality*, 2021.6, pp.6-7, 12, 27-28, 50-53. Citizens' Assembly Website <<https://citizensassembly.ie/wp-content/uploads/2023/02/report-of-the-citizens-assembly-on-gender-equality.pdf>>

⁽²⁷⁾ Joint Committee on Gender Equality, *Unfinished Democracy: Achieving Gender Equality: Final Report*, 2022.12, pp.2, 37-40. Houses of the Oireachtas Open Data APIs <https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/committee/dail/33/joint_committee_on_gender_equality/reports/2022/2022-12-15_final-report-on-unfinished-democracy-achieving-gender-equality_en.pdf>

⁽²⁸⁾ これまでの憲法改正は、基本的に政府提出の憲法改正案により行われてきた。憲法改正案は上下院で可決された後、国民投票に付される(憲法第46条第2節)。各議院での議決要件は出席議員の投票の過半数であり(憲法第15条第11節第1項)、国民投票での可決要件は投票の過半数である(憲法第47条第1節)。憲法改正手続については、井田 前掲注(14), pp.57-61 参照。

表 両院合同委員会の条文案（2022年）と憲法改正（家族）法案（2023年）の違い

	現行	両院合同委員会の条文案	憲法改正（家族）法案
憲法第41条 第1節第1項	国は、家族が、社会の自然な第一次的かつ基本的な単位集団であること、及び不可譲かつ時の経過により変わることのない権利を有し、全ての実定法に先立ち、かつ、優位する道徳的制度であることを承認する。	(改正なし)	国は、それが婚姻に基づくものであれ、その他の永続的な関係に基づくものであれ、家族が、社会の自然な第一次的かつ基本的な単位集団であること、及び不可譲かつ時の経過により変わることのない権利を有し、全ての実定法に先立ち、かつ、優位する道徳的制度であることを承認する。
憲法第41条 第3節第1項	国は、 <u>家族の基礎たる婚姻の制度</u> を特別の配慮により保護し、かつ、侵害から保護することを約束する。	国は、 <u>婚姻による家族に限らず、家族</u> を特別の配慮により保護することを約束する。	国は、 <u>婚姻の制度</u> を特別の配慮により保護し、かつ、侵害から保護することを約束する。

(注) 表の見やすさを重視して下線は実質的な改正箇所¹に付した。憲法改正（家族）法案については、政府が同時に提出した憲法改正（ケア）法案が憲法第41条第2節の削除と同条第3節の同条第2節への繰上げを内容に含むため、憲法改正（ケア）法案が成立している場合は、同条第3節第1項ではなく同条第2節第1項の改正となる。
 (出典) Joint Committee on Gender Equality, *Unfinished Democracy: Achieving Gender Equality: Final Report*, 2022.12, pp.37-40. Houses of the Oireachtas Open Data APIs <https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/committee/dail/33/joint_committee_on_gender_equality/reports/2022/2022-12-15_final-report-on-unfinished-democracy-achieving-gender-equality_en.pdf>; “Thirty-ninth Amendment of the Constitution (The Family) Bill 2023 (Bill 91 of 2023).” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/bills/bill/2023/91/>> を基に筆者作成。

Ⅲ 議会における議論

本章では、憲法改正（家族）法案の議会における議論を紹介する。議論は多岐にわたったが、先に述べた両院合同委員会の条文案との相違点である、①婚姻制度の保護の存続と、②「永続的な関係」という文言の導入、の2つの観点から議論を整理することとしたい。

憲法改正（家族）法案について、まず、政府の趣旨説明を見た上で（第1節）、政府と野党側の①②をめぐる議論を紹介し（第2・3節）、最後に議論の経過を概観する（第4節）。

結論を先に述べると、野党側は、婚姻によらない家族を差別しないという憲法改正（家族）法案の趣旨には賛成しつつ、特に②を問題視した。最終的には、ほとんどの野党は憲法改正（家族）法案に賛成したが、一部の議員は反対した。

1 政府の基本的立場

(1) 趣旨説明

政府のロデリック・オゴーマン（Roderic O’Gorman）児童・平等・障害・統合・青少年大臣は、憲法改正（家族）法案の趣旨説明でおおむね次のように述べた。憲法が制定されたのは社会が1つの種類の家族しか認めず、そうした家族しか尊重していなかった時代であり、かつては婚姻によらない家族、特にシングルマザーとその子は、差別され、家族として憲法上認められず、何千もの母子施設（後述本節(2)参照）という恥ずべき遺産を通じて、家族として一緒に暮らす機会も否定された。もはやこうした時代遅れの考え方は通用しない。加えて、婚姻による家族以外にも家族が存在するという認識は、「2010年シビル・パートナーシップ並びに同棲者の一定の権利及び義務に関する法律」などを通じて既に法令に反映されており、現代の家族の現実という点で、社会と法令は憲法よりも先に進んでいる。しかし、憲法が婚姻以外の献身的で永続的な（committed and enduring）関係に基づく家族を認めるまでは、我々はこのような過去

に完全に向き合い、差別を否定したとは言えない。今回の国民投票は事態を正す好機となる。過去及び現在の一人親家庭や未婚のカップルに対して、彼・彼女らも他の家族と同じように、我々の社会の基礎となる存在であることを伝える好機なのである⁽²⁹⁾。

(2) 補論 母子施設について

政府の趣旨説明で言及があった母子施設について、別の議員は、「母子の家、マグダレン洗濯場 (Magdalen laundries)」などと呼んでいる⁽³⁰⁾。

かつてのカトリックの倫理観や道徳規範の下では、婚外子を産んだ女性は差別され、子を養子に出して海外に渡ったり、カトリック教会が運営する母子施設に収容されたりした。例えば、関係者の回想録に基づく映画『マグダレンの祈り (The Magdalene Sisters)』(2002年)では、マグダレン洗濯場と呼ばれる教会施設で過酷な生活を強いられた女性たちの姿が描かれている⁽³¹⁾。マグダレン洗濯場は1990年代まで運営されていたが⁽³²⁾、こうした施設での虐待等の事実が次第に明らかになり⁽³³⁾、2013年に政府の調査委員会は、資金援助等の面で国がマグダレン洗濯場に直接関与していたとする報告書を公表した⁽³⁴⁾。その後も、首相が政府の責任を認めて謝罪したことなどが報じられている⁽³⁵⁾。

2 婚姻制度の保護の存続

(1) 存続させた理由

前章第2節で述べた両院合同委員会の条文案が国による保護の対象を「家族の基礎たる婚姻の制度」から「婚姻による家族に限らず、家族」へと置き換えたのに対し、政府が提出した憲法改正(家族)法案は、「家族の基礎たる」のみを削除し、保護の対象として「婚姻の制度」を存続させた。

オゴーマン大臣は、この憲法改正(家族)法案は家族とは婚姻に基づくものであるという旨の文言を削除するにとどまるものであり、婚姻自体の特別で独特な地位を憲法から削除するものではないと述べた。また、婚姻が特別な位置付けにあることは2015年の同性婚に関する国民投票でも確認されており、そのことを覆すのは適切でないと述べた。さらに、婚姻の保護を削除する、あるいはそれを家族の保護の中に解消させる(家族の保護に置き換えてその一内容とする)文言を提案すると、それが都合よく利用されて、「賛成に投票することは、婚姻をなくすことに賛成するということだ」などと主張するSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の意見広告が出回るのではないかとということ、政府は危惧したと述べた⁽³⁶⁾。別の答

⁽²⁹⁾ “Dáil Éireann debate - Thursday, 14 Dec 2023 Vol.1047 No.6: Thirty-ninth Amendment of the Constitution (The Family) Bill 2023: Second Stage.” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/debate/dail/2023-12-14/37/>>

⁽³⁰⁾ *ibid.* Catherine Connolly 議員(無所属。下院副議長)の発言。

⁽³¹⁾ 河口和子「カトリックのモラルと女性—離婚、中絶、避妊、婚外子—」海老島均・山下理恵子編著『アイルランドを知るための70章 第3版』(エリア・スタディーズ 44)明石書店, 2019, pp.129-130.

⁽³²⁾ Department of Justice, *Report of the Inter-Departmental Committee to establish the facts of State involvement with the Magdalen Laundries*, 2013.2.5, pp.159-161. gov.ie Website <<https://www.gov.ie/en/collection/a69a14-report-of-the-inter-departmental-committee-to-establish-the-facts-of/>>

⁽³³⁾ Thomas Bartlett, *Ireland: A History*, Cambridge: Cambridge University Press, 2011, p.536.

⁽³⁴⁾ Department of Justice, *op.cit.*(32), p.XII.

⁽³⁵⁾ 「アイルランド母子施設で子供が大量死の怪」『Newsweek』36巻4号, 2021.1.26, p.13等参照。

⁽³⁶⁾ “Dáil Éireann debate,” *op.cit.*(29) なお、オゴーマン大臣はこうした意見広告を red herring (薫製ニシン) であると

弁では、この国の多くの人々にとって婚姻は重要なものであるとした上で、政府が提出した憲法改正（家族）法案では誰も何も失わないと述べており⁽³⁷⁾、婚姻を重視する人々を含むより幅広い人々に憲法改正が受け入れられるよう、政府が配慮したことがうかがわれる。

(2) 野党の修正案

ところで、両院合同委員会は、別案として、婚姻制度を保護する規定から「家族の基礎たる」という文言を単に削除する（「国は、家族の基礎たる婚姻の制度を特別の配慮により保護し…」を「国は、婚姻の制度を特別の配慮により保護し…」とする改正のみを行い、「永続的な関係」に係る文言を追加する改正は行わない）案も検討しており、これにより婚姻に対する特別な承認は維持されるとしていた⁽³⁸⁾。両院合同委員会の委員長であった野党（労働党）のイヴァナ・バシク（Ivana Bacik）下院議員らは、憲法改正（家族）法案が両院合同委員会の条文案と大きく異なることを批判しつつも、婚姻制度の保護を存続させることには理解を示し、この別案を憲法改正（家族）法案への修正案⁽³⁹⁾として提出した⁽⁴⁰⁾。

オゴマン大臣は、この修正案について、こうした削除のみの方法も技術的には可能であるが、婚姻と家族のリンクをなくすだけでは不十分で、憲法において他の家族形態を肯定的に認めなければならないと述べた⁽⁴¹⁾。そのための具体的な文言が次節で述べる「永続的な関係」であった。

この修正案は否決された⁽⁴²⁾。

3 「永続的な関係」という文言の導入

(1) 文言の意味・内容

「永続的な関係」という文言は、前章第2節で述べた市民議会の憲法改正提言にも両院合同委員会の条文案にも登場せず、政府が提出した憲法改正（家族）法案において導入されたものであり、議会で大いに注目された。

政府は、前節の最後で述べたように、この文言が婚姻によるもの以外の家族形態を肯定的に認めるためのものであるとした上で、その意味・内容については、「カップルや親子の間に一定期間存在する献身的な関係」、「婚姻に関連し、又は類似するもの…それを最もよく表しているのが、垂直的な親子関係とその周辺にあるものである」などと説明し⁽⁴³⁾、具体的な想定対象として、一人親家庭や同棲カップル（子の有無を問わない。）を挙げた⁽⁴⁴⁾。

した（*ibid.*）。猟犬にキツネと他の物の臭いを嗅ぎ分けさせる訓練に薫製ニシンを用いることから、人の注意を他にそらすものをこう呼ぶ（竹林滋編集代表『研究社新英和大辞典 第6版』研究社、2002、p.2061）。

⁽³⁷⁾ “Dáil Éireann debate - Wednesday, 17 Jan 2024 Vol.1048 No.1: Thirty-ninth Amendment of the Constitution (The Family) Bill 2023: Committee and Remaining Stages.” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/debate/dail/2024-01-17/11/>>

⁽³⁸⁾ Joint Committee on Gender Equality, *op.cit.*(27), p.38.

⁽³⁹⁾ Dáil Éireann, “Thirty-ninth Amendment of the Constitution (The Family) Bill 2023 Committee Amendments,” 2024.1.16, p.2. Houses of the Oireachtas Open Data APIs <<https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/bill/2023/91/dail/3/amendment/numberedList/eng/b9123d-dcnl.pdf>>

⁽⁴⁰⁾ “Dáil Éireann debate,” *op.cit.*(37)

⁽⁴¹⁾ *ibid.*

⁽⁴²⁾ *ibid.*

⁽⁴³⁾ “Dáil Éireann debate,” *op.cit.*(29) 前者はオゴマン大臣の、後者は Jennifer Carroll MacNeill 財務省担当大臣の発言。

⁽⁴⁴⁾ “Dáil Éireann debate,” *op.cit.*(37) オゴマン大臣の発言。

なお、「永続的な関係」という文言は欧州連合法にも見られ、それとの関係が問題となった。欧州連合の市民権指令⁽⁴⁵⁾は、加盟国が入国及び居住を容易にする対象として、欧州連合市民の家族のほか、欧州連合市民と「永続的な (durable) 関係」にある者を挙げている (第3条第2項)。市民権指令では、この文言は成人カップル間の関係についてのみ使用され、親子間の関係には使用されていないとの指摘が前節 (2) で述べたバシク議員からあったが、オゴーマン大臣は、欧州連合法の定義には影響されないと述べた⁽⁴⁶⁾。

また、野党側からは、この文言は不必要に曖昧で非常に多様な解釈が可能である、この文言が法的な問題や抜け穴を生じさせない保証が必要であるなどと批判され、例えば、生涯の友である3人が長年同居し、一緒に物件を借り、出費と責任を分担し、人生のあらゆる困難を通じて支え合っているような場合に、法的に家族単位と考えられる可能性があるのかという質問がなされた。これに対し、オゴーマン大臣は、最高裁判所がこの文言を解釈する際には、憲法第41条第1節第1項の条文全体を見て、その関係が「社会の自然な第一次的かつ基本的な単位集団」であるか否かを判断することになるので、3人が友人として一緒に暮らす場合はこれに含まれないと考えると答弁した。オゴーマン大臣は同項の「社会の自然な第一次的かつ基本的な単位集団」や「道徳的制度」といった文言を、家族を理解し定義するための「ガードレール」と呼んだ⁽⁴⁷⁾。

このほか、複婚 (一夫多妻制等。polygamous marriage) について、(複婚が認められている国からの) 移民の家族の再統合に際してどのような影響があるか、それが「永続的な関係」と認められるかという質問もなされた。オゴーマン大臣は、アイルランドにおいて複婚は社会の基本的な単位集団でも道徳的な制度でもないとして、これは認められないであろうと述べた⁽⁴⁸⁾。

(2) 反対派議員の修正案

元法務大臣で無所属のマイケル・マクドウェル (Michael McDowell) 上院議員は、「2人の者の間での、法律で定めるその他の永続的な関係」とする修正案⁽⁴⁹⁾を提出した⁽⁵⁰⁾。この修正案は、①「2人の者の間での」と②「法律で定める」という2つの要素に分かれ、①は前述の複婚などとの関係で、②は何が「永続的な関係」であるか否かを決めるのは裁判所ではなく議会であるべきだとして、提案されたものである⁽⁵¹⁾。

(45) “Directive 2004/38/EC of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the right of citizens of the Union and their family members to move and reside freely within the territory of the Member States.” EUR-Lex Website <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32004L0038>>

(46) “Dáil Éireann debate,” *op.cit.*(37); “Dáil Éireann debate,” *op.cit.*(29)

(47) “Dáil Éireann debate,” *op.cit.*(29) 批判と質問は Sorca Clarke 議員 (シンフェイン党) によるもの。オゴーマン大臣の答弁中の「ガードレール」については、“Dáil Éireann debate,” *op.cit.*(37)も参照。

(48) “Dáil Éireann debate,” *op.cit.*(37) 質問は Michael McNamara 議員 (無所属) によるもの。

(49) Seanad Éireann, “Thirty-ninth Amendment of the Constitution (The Family) Bill 2023 Committee Amendments,” 2024.1.23, p.3. Houses of the Oireachtas Open Data APIs <<https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/bill/2023/91/seanad/3/amendment/numberedList/mul/b9123d-scnl.pdf>>

(50) “Seanad Éireann debate - Tuesday, 23 Jan 2024 Vol.298 No.4: Thirty-ninth Amendment of the Constitution (The Family) Bill 2023: Committee and Remaining Stages.” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/debate/seanad/2024-01-23/13/>> マクドウェル議員は後の国民投票運動で反対派の中心人物の1人となる。Colin Gleeson, “Referendum profiles: The No campaign’s key players and moments,” *Irish Times*, 2024.3.10. <<https://www.irishtimes.com/politics/2024/03/10/referendum-profiles-the-no-campaigns-key-players-and-moments/>>

(51) “Seanad Éireann debate - Monday, 22 Jan 2024 Vol.298 No.3: Thirty-ninth Amendment of the Constitution (The Family) Bill 2023: Second Stage.” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/debate/seanad/2024-01-22/15/>> マクドウェル議員の発言。

オゴマン大臣は、①について、複数の子を持つ一人親や子を持つ同棲カップルが除外される懸念があると述べた。また、②について、婚姻に基づく家族が自動的に憲法上の保護の対象となるのに対し、婚姻に基づかない家族は法律の規定に該当する場合にのみ対象となるため、このアプローチには差別的な取扱いが含まれる懸念があると述べた⁽⁵²⁾。

この修正案は否決された⁽⁵³⁾。

4 審議の経過

(1) 立法前審査の省略

政府は、憲法改正（家族）法案の議会提出に先立ち、国民投票の迅速な実現のため、「立法前審査」⁽⁵⁴⁾を免除するよう議会の所管委員会に要請し、これが2023年12月6日に、賛成8、反対4で認められた⁽⁵⁵⁾。このため、即座に憲法改正（家族）法案を下院に提出することが可能となった（同月8日提出）。

提出後、議会では、「立法前審査の対象とならないことに失望した」、「政府が「国民投票の投票日と決めた」国際女性デー [3月8日] に間に合わせるができるように、本来行われるべきでない立法前審査の免除が行われた。…改正は歓迎するが、議論する時間が限られていることは歓迎しない」との批判があった⁽⁵⁶⁾。

(2) 下院

2024年1月17日、下院において野党提出の修正案の否決の際に、記名表決（division）が行われた。野党提出の修正案は、本章第2節(2)で述べたように、婚姻制度を保護する規定から「家族の基礎たる」という文言を単に削除するもので、賛成55、反対76で否決された⁽⁵⁷⁾。

なお、記名表決は、これを主張する議員が下院では10人、上院では5人に満たない場合には行われない⁽⁵⁸⁾。上記の修正案の否決後、政府の憲法改正（家族）法案は、同日に記名表決なしで可決され、下院を通過した⁽⁵⁹⁾。

⁽⁵²⁾ “Seanad Éireann debate,” *op.cit.*⁽⁵⁰⁾

⁽⁵³⁾ *ibid.*

⁽⁵⁴⁾ 政府提出法案の最終決定前に、その「要綱」（General Scheme）を議会の所管委員会が審査し、報告書を作成して法案に関する提言を行う手続を「立法前審査」（Pre-legislative Scrutiny）という（その後、法案の最終決定と議会提出が行われる。）。“How laws are made,” 2023.8.2. Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/visit-and-learn/how-parliament-works/how-laws-are-made/>> 参照。今回は2024年12月5日に法案の要綱が公表された。Department of Children, Equality, Disability, Integration and Youth, “General Scheme of the Amendment of the Constitution Bill 2023,” 2023.12.5. gov.ie Website <<https://www.gov.ie/en/publication/20348-general-scheme-of-the-amendment-of-the-constitution-bill-2023/>>

⁽⁵⁵⁾ “General Scheme of the Thirty-ninth Amendment of the Constitution (The Family) Bill 2023: Waiver of Pre-legislative Scrutiny: Joint Committee On Children, Equality, Disability, Integration And Youth - 06 December 2023.” Houses of the Oireachtas Website <https://www.oireachtas.ie/en/debates/vote/dail/33/joint_committee_on_children_equality_disability_integration_and_youth/2023-12-06/1/>

⁽⁵⁶⁾ “Dáil Éireann debate,” *op.cit.*⁽²⁹⁾ 前者は Holly Cairns 議員（社会民主党）の、後者は Catherine Connolly 議員（前掲注⁽³⁰⁾）の発言。

⁽⁵⁷⁾ “Thirty-ninth Amendment of the Constitution (The Family) Bill 2023: Committee and Remaining Stages Dáil Éireann - 17 January 2024.” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/vote/dail/33/2024-01-17/2/>>

⁽⁵⁸⁾ “Dáil Éireann Standing Orders relative to Public Business 2020,” 2023.9.28. Houses of the Oireachtas Open Data APIs <https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/parliamentaryBusiness/standingOrders/dail/2023/2023-09-28_consolidated-d-il-ireann-standing-orders-september-2023_en.pdf>（下院規則第80条及び第82条）；“Seanad Éireann Standing Orders Relative to Public Business 2020.” *ibid.* <https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/parliamentaryBusiness/standingOrders/seanad/2020/2020-04-15_seanad-eireann-standing-orders-relative-to-public-business-2020_en.pdf>（上院規則第58条及び第61条）等参照。

⁽⁵⁹⁾ “Dáil Éireann debate,” *op.cit.*⁽³⁷⁾

憲法改正（家族）法案について、野党は、婚姻によらない家族を差別しないという趣旨には賛成しつつ、前章第2節で述べた市民議会の憲法改正提言にも両院合同委員会の条文案にもない「永続的な関係」に係る文言を追加することには反対し、修正案を提出した。しかし、修正案の否決後は、ほとんどの野党がその趣旨を重視して憲法改正（家族）法案に賛成したと考えられる⁽⁶⁰⁾。

(3) 上院

憲法改正（家族）法案は、2024年1月22日、上院（第2段階（Second Stage）⁽⁶¹⁾）における記名表決で、賛成25、反対4で可決され⁽⁶²⁾、翌23日、記名表決なしで可決されて、上院を通過した⁽⁶³⁾。

憲法改正（家族）法案に反対したのは、いずれも無所属の議員であった。前節(2)で述べたマクドウェル議員らは、「永続的な関係」の内容は法律事項とすべきである、同月22日に最高裁判所の判決があったオメーラ事件（後述本節(4)参照）は憲法改正の必要性がないことを示している⁽⁶⁴⁾、この改正は意味のある権利や憲法上の保護を実現するものではなく、象徴的な認識だけに焦点を当てるものである⁽⁶⁵⁾などとして、憲法改正（家族）法案に反対した。

(4) 補論 オメーラ事件について

オメーラ事件（オメーラ対社会保護大臣事件）は、約20年一緒に暮らし、3人の子をもうけたパートナーが死去したが、婚姻関係やシビル・パートナー関係になかったために寡夫年金の受給資格がないとされたジョン・オメーラ（John O'Meara）氏と3人の子が、その決定に異議を唱えて提訴したものである。

この決定の背景には憲法第41条に関する判例がある。これまでの判例では、同条で保護される家族とは「婚姻の制度」に基づく家族であると解されてきた。最高裁判所は、国（ニコラウ）対養子委員会事件（1966年）において、「第41条にいう家族が婚姻の制度に基づく家族であることは、同条、特に同条第3節の規定から明らかである」と判示し⁽⁶⁶⁾、この解釈は以後の判例でも繰り返し述べられていた⁽⁶⁷⁾。

⁽⁶⁰⁾ Cormac McQuinn and Jennifer Bray, "Sinn Féin and Social Democrats set to campaign for 'Yes-Yes' vote in upcoming referendums," *Irish Times*, 2024.1.23. <<https://www.irishtimes.com/politics/2024/01/23/sinn-fein-and-social-democrats-set-to-campaign-for-yes-yes-vote-in-upcoming-referendums/>> 参照。

⁽⁶¹⁾ 法案の審議過程は、上下院それぞれにおいて、①法案が提出される第1段階（First Stage）、②法案の一般原則が議論される第2段階（Second Stage）、③法案が逐条で審査され修正が行われる第3段階（Third Stage. 委員会段階（Committee Stage）とも呼ばれる。）、④委員会段階での修正が検討される第4段階（Fourth Stage. 報告段階（Report Stage）とも呼ばれる。）、⑤法案が最終的に議決される第5段階（Fifth Stage. 最終段階（Final Stage）とも呼ばれる。）に分かれている。"How laws are made," *op.cit.*(54)等参照。

⁽⁶²⁾ "Thirty-ninth Amendment of the Constitution (The Family) Bill 2023: Second Stage Seanad Éireann - 22 January 2024." Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/vote/seanad/26/2024-01-22/1/>>

⁽⁶³⁾ "Seanad Éireann debate," *op.cit.*(50)

⁽⁶⁴⁾ *ibid.* マクドウェル議員の発言。

⁽⁶⁵⁾ "Seanad Éireann debate," *op.cit.*(51) Rónán Mullen 議員（無所属）の発言。

⁽⁶⁶⁾ *The State (Nicolaou) v An Bord Uchtála* [1966] 1 IR 567, quoted in McDonnell and Howlett, *op.cit.*(18), pp.13-14; Hogan et al., *op.cit.*(12), p.2190.

⁽⁶⁷⁾ McDonnell and Howlett, *ibid.*, p.14; Hogan et al., *ibid.*, pp.2189-2191; Jennifer Kavanagh, *Constitutional law in Ireland* (The core text series), second edition, Dublin: Clarus Press, 2022, p.162; Laura Cahillane and Seán Ó Conaill, *Constitutional law in Ireland*, second edition, Alphen aan den Rijn: Kluwer Law International B.V., 2020, p.116; 増田幸弘「アイルランド憲法における家族保護条項—判例を中心として—」『社会関係研究』9巻2号, 2003.3, pp.74-75.

オメーラ事件を審理した高等法院（High Court）は、2022年10月7日、この事件は婚姻関係を選択した者を支援するという国の正当な決定に関わるものであるなどとして、訴えを退けた⁽⁶⁸⁾。これに対し、上訴を受けた最高裁判所は、2024年1月22日、法の前の平等を定める憲法第40条第1節⁽⁶⁹⁾に照らし、寡夫年金に関する社会福祉法の規定は、上訴人（オメーラ父子）を排除している限りにおいて違憲であるなどとして、訴えを認めた。なお、憲法上の家族の概念については意見が分かれ、7人中5人の判事が、許容される憲法解釈には限界があり、第41条の家族に（婚姻による家族と同様に）婚姻によらない家族を含むことができると現時点で判断することは、その限界を超えているとしたのに対し⁽⁷⁰⁾、2人の判事がこれに同意せず、上記の国（ニコラウ）対養子委員会事件判決は見直されるべきであるとした⁽⁷¹⁾。

オメーラ事件の最高裁判所判決は、憲法改正（家族）法案が上院で審議されている最中の2024年1月22日に言い渡されたこともあって、議会で取り上げられた。賛成派議員は憲法上の家族の定義を拡大する論拠は今やますます強まっていると主張し、反対派議員は憲法改正の必要性がないことが示されたと主張した⁽⁷²⁾。

IV 国民投票の結果と否決の要因

前章第4節で述べたように、憲法改正（家族）法案は、2024年1月17日に下院で、同月23日に上院で、それぞれ原案どおり（第II章第2節の表の内容で）可決され、同年3月8日に国民投票に付されることとされた⁽⁷³⁾。

国民投票運動で憲法改正（家族）法案に賛成した政党は、連立与党（共和党、統一アイルランド党、緑の党）のほか、シンフェイン党、労働党、社会民主党、「利益よりも人」党であり、反対した政党はAontú（団結と同意⁽⁷⁴⁾）党（下院に1議席を有する少数政党）のみであった⁽⁷⁵⁾。

それにもかかわらず、憲法改正（家族）法案は国民投票で否決された。事前の世論調査では

(68) *O'Meara & Ors v The Minister for Social Protection & Ors (Approved)* [2022] IEHC 552. British and Irish Legal Information Institute Website <<https://www.bailii.org/ie/cases/IEHC/2022/2022IEHC552.html>>

(69) 「全ての市民は、人間として、法の前に平等であるとみなされるものとする」等と定める。

(70) *John O'Meara & Ors v The Minister for Social Protection, Ireland and The Attorney General (Approved)* [2024] IESC 1. British and Irish Legal Information Institute Website <[https://www.bailii.org/ie/cases/IESC/2024/2024IESC1\(ODonnellCJ\).html](https://www.bailii.org/ie/cases/IESC/2024/2024IESC1(ODonnellCJ).html)>; “John O'Meara & Ors -V- The Minister for Social Protection, Ireland and The Attorney General.” Courts Service of Ireland Website <[https://www.courts.ie/view/judgments/d53e1be2-0f47-4e82-846f-6e6b1175b1d3/c12599c6-a865-4490-9a87-026707155f3f/2024_IESC_1_\(O'Donnell%20C.J\).pdf/pdf](https://www.courts.ie/view/judgments/d53e1be2-0f47-4e82-846f-6e6b1175b1d3/c12599c6-a865-4490-9a87-026707155f3f/2024_IESC_1_(O'Donnell%20C.J).pdf/pdf)> Donal O'Donnell 長官意見。

(71) *John O'Meara & Ors v The Minister for Social Protection, Ireland and The Attorney General (Approved)* [2024] IESC 1. British and Irish Legal Information Institute Website <[https://www.bailii.org/ie/cases/IESC/2024/2024IESC1\(WoulfeJ\).html](https://www.bailii.org/ie/cases/IESC/2024/2024IESC1(WoulfeJ).html)>; *John O'Meara & Ors v The Minister for Social Protection, Ireland and The Attorney General (Approved)* [2024] IESC 1. *ibid.* <[https://www.bailii.org/ie/cases/IESC/2024/2024IESC1\(HoganJ\).html](https://www.bailii.org/ie/cases/IESC/2024/2024IESC1(HoganJ).html)> Seamus Woulfe 判事及び Gerard Hogan 判事意見。

(72) “Seanad Éireann debate,” *op.cit.*⁽⁵⁰⁾ 前者は Annie Hoey 議員（労働党）の、後者は前節(2)で述べたマクドウェル議員の発言。

(73) Minister for Housing, Local Government and Heritage, “Referendum (Polling Day) Order 2024,” 2024.1.24. Ireland's Referendum Returning Officer Website <<https://www.referendum.ie/wp-content/uploads/2024/01/2024-Referendums-Polling-Day-Order.pdf>>

(74) Micheál Lehane, “Tóibín reveals name of new political party,” 2019.1.28. RTÉ Website <<https://www.rte.ie/news/2019/0128/1026108-toibin-political-party/>> 参照。

(75) “Who's who? The Yes and No sides in the March 8th family and care referendums,” *Irish Times*, 2024.2.3. <<https://www.proquest.com/docview/2921533589/16409AE9BA6C4970PQ/1?accountid=12687&sourcetype=Newspapers>>; Jack Horgan-Jones et al., “Varadkar downplays fears of referendums' impact on immigration law,” *Irish Times*, 2024.2.12. <<https://www.irishtimes.com/politics/2024/02/12/varadkar-downplays-fears-of-referendums-impact-on-immigration-law/>>; Gleeson, *op.cit.*

(50) 国民投票運動の状況については、井田 前掲注(4), pp.45-47 参照。

賛成が多数を占めていたが⁽⁷⁶⁾、国民投票の結果は、賛成が 32.31%、反対が 67.69% という大差での否決であった⁽⁷⁷⁾。

要因として次のようなことが挙げられている⁽⁷⁸⁾。

- ①政府が国際女性デーの国民投票に向けてプロセスを急いだため、短い期間中に複雑で矛盾した情報にさらされたと多くの有権者が感じたこと。
- ②賛成派の政治家であっても消極的な賛成にとどまる者も多く、国民投票での賛成への呼び掛けに熱心ではなかったこと。
- ③法務長官⁽⁷⁹⁾による政府への非公開の法的助言がリークされ、「永続的な関係」などの文言を裁判所がどう解釈するかをめぐる法的な不確実性が喧伝（けんでん）された一方で、移民問題などへの影響⁽⁸⁰⁾について政府が積極的に説明しなかったことが、改正が意図しない結果を招くおそれがあるという反対派の主張の後押しとなったこと。
- ④婚姻に関する現行の法や信念に満足していることに基づく現状維持の傾向、変更する必要性がないという主張、伝統的な考え方が損なわれることへの懸念などがあったこと。

おわりに

アイルランドでは、1937年の憲法制定以来、国による保護の対象となる「家族」について、婚姻に基づく家族のみを念頭に置いていると解される規定が存在しているという事情があり、今回の憲法改正（家族）法案の提出に至った。政府は、近年における社会状況の変化に鑑み、法律制定や憲法解釈による対応では足りないとして、憲法改正を選択したと考えられる。第Ⅱ章第2節で述べた市民議会の憲法改正提言もあり、いわば民意の後押しがあるとも考えたであろう。

政府は、憲法改正への国民のより幅広い支持を集めるため、婚姻制度を保護する規定を存続させるとともに、婚姻に基づく家族以外の家族も肯定的に認めるとして、「永続的な関係」に基づくものも家族とする憲法改正案を提案したが、国民投票で否決される結果となった。その

⁽⁷⁶⁾ Pat Leahy, “Majority say they will vote yes, but margin may narrow ahead of March poll: Most know little about proposals, with better-informed more likely to vote against,” *Irish Times*, 2024.2.9. <<https://www.proquest.com/docview/2923500455/75769675CAE84D63PQ/1?accountid=12687&sourcetype=Newspapers>> (賛成が 52%、反対が 15%); Hugh O’Connell, “Revealed: Michelle O’Neill now the most popular leader in Ireland but Sinn Féin support drops to lowest level since 2021,” *Irish Independent*, 2024.3.3. <<https://www.independent.ie/irish-news/revealed-michelle-oneill-now-the-most-popular-leader-in-ireland-but-sinn-fein-support-drops-to-lowest-level-since-2021/a752996703.html>> (賛成が 42%、反対が 23%)

⁽⁷⁷⁾ 投票率は 44.36% であり、比較的lowかった。“Referendum Results.” Ireland’s Referendum Returning Officer Website <<https://www.referendum.ie/>> これまでの投票率の一覧については、井田 前掲注(14)参照。

⁽⁷⁸⁾ Jennifer Bray, “Five reasons why the Yes side failed and the No campaign won the day,” *Irish Times*, 2024.3.9. (Internet Archive) <<https://web.archive.org/web/20240523190442/https://www.irishtimes.com/politics/2024/03/09/how-the-government-lost-and-the-no-side-won-the-care-and-family-referendums/>>; Jody Corcoran, “Exclusive: Exit poll reveals anger behind No vote: Government party voters split as Ireland says No-No Referendums exit poll,” *Sunday Independent*, 2024.3.10. <<https://www.proquest.com/docview/2954376143/4B4D2336924148E6PQ/1?accountid=12687&sourcetype=Newspapers>> なお、これらの記事が挙げる要因には、憲法改正（ケア）法案の否決の要因も含まれている。

⁽⁷⁹⁾ 憲法第 30 条が規定する職で、法律問題及び法的意見について政府に助言することを任務とする。

⁽⁸⁰⁾ 例えば、前章第 3 節 (2) で述べたマクドウェル議員は、「永続的な関係」にあることを理由に家族としての地位を主張する者（合法的な在留者等の家族であると主張する者）を国外へ退去させる場合に影響がないか（それが難しくならないか）、懸念を表明していた。Michael McDowell, “Referendums ask us to insert a toothless aspiration and approve some vague-minded proposals about marriage,” *Irish Times*, 2024.2.28. <<https://www.irishtimes.com/opinion/2024/02/28/we-are-offered-assurances-that-nothing-much-will-change-and-passionate-claims-that-the-amendments-are-important/>>

要因として、「永続的な関係」という文言の曖昧さ、憲法改正がもたらす影響への懸念、政府の説明や改正手続の進め方への不満などが指摘されている。

国民投票後にレオ・ヴァラッカー (Leo Varadkar) 首相 (統一アイルランド党) は辞任し、同党の新党首であるサイモン・ハリス (Simon Harris) 下院議員が首相に就任した。今回の否決が次の国民投票の実施に関する判断に影響を与えたかを問われたハリス新首相は、「政府が国民投票について耳を傾け、教訓を学ぶことが極めて重要で、急ぐようなプロセスをとるべきではないと考えている」と述べたと報じられている⁽⁸¹⁾。

(いだ あつひこ)

(81) David Raleigh, "Simon Harris fears patent court referendum would be 'rushed' if held on June 7th," *Irish Times*, 2024.4.13. <<https://www.irishtimes.com/politics/2024/04/13/simon-harris-fears-patent-court-referendum-would-be-rushed-if-held-on-june-7th/>> 憲法改正 (家族) 法案と憲法改正 (ケア) 法案が国民投票で否決されたことを受けての発言で、次の国民投票は (欧州) 統一特許裁判所 (Unified Patent Court) 協定の批准に関するものが予定されていた。そのために議会に提出された「2024 年第 41 次憲法改正 (統一特許裁判所協定) 法案」は審議が停止している。"Forty-first Amendment of the Constitution (Agreement on a Unified Patent Court) Bill 2024 (Bill 7 of 2024)." Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/bills/bill/2024/7/>>